

出入国在留管理政策懇談会（第8回）議事録

開催日時：令和7年10月23日（木）
午後1時00分から午後3時00分まで
於：法務省5階会議室

[出席委員]

野口座長、明石座長代理、加藤委員、川村委員、清田委員、近藤委員、佐久間委員、堀内委員、高井弁護士（増子委員代理）、結城委員、ロペズ委員、漆原日本労働組合総連合会労働法制局長（富高委員代理）、岡部委員、佐野委員、四方委員

[出入国在留管理庁側出席者]

丸山長官、加藤審議官、君塚審議官、磯部出入国管理部長、福原在留管理支援部長、白井総務課長、菱田政策課長、中嶋在留支援課長、沼本外国人施策推進室長

1 開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、これより出入国在留管理政策懇談会第8回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ、本懇談会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は2つでございます。1点目が在留支援業務について、2点目が外国人の受入れの基本的な在り方についてでございます。これら2つの議題につきまして、それぞれ当庁から資料に沿って御説明し、その後、委員の皆様に意見交換を行っていただきます。

配布資料といたしましては、全てタブレットの中にございますけれども、資料の1番目としまして、在留支援業務について、2番目としまして、外国人の受入れの基本的な在り方について、そのほか、前回御報告いたしました外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理、それから、会合資料における補足説明資料である1枚紙、最後に、事前に各委員の皆様から御提出いただきました御意見と、それぞれ準備させていただいております。全てお手元のタブレット端末から御覧いただけます。

閉会は15時とさせていただきます。

本日、佐野委員、岡部委員、四方委員におかれましては、オンラインで御出席いただいております。

片岡委員におかれましては、御欠席です。

また増子委員の代理としまして、本日は、日本弁護士連合会から高井弁護士に代理出席をいただいております。

それでは、これ以降の議事の進行を野口座長に行っていただきます。

野口座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 在留支援業務について

○野口座長 はい、承りました。野口でございます。

委員の皆様には、本日もお忙しい中、会場で、またはオンラインで御参加をくださり、誠にありがとうございます。

本日の議題は、在留支援業務及び外国人の受け入れの基本的な在り方について御議論いただきます。この懇談会の第1回会合で、入管庁だけではなく、この政策懇にも在留という言葉が入ったということの意味は大変大きいのではないかというお話をさせていただいておりましたが、今回の一つ目の議題というのは、この在留の領域に関わる点について、御出席の委員、有識者それぞれのお立場からお考え、御知見をお寄せいただくという、そういう議論になると考えております。

二つ目は、ちょうど同時に提出をされた法務大臣の私的勉強会の論点整理において、本懇談会における積極的な議論を期待しながら書いていただいておりますが、言及をしていただいたということもあり、そのテーマになっている外国人の受け入れの基本的な在り方について、議論をさせていただくということになるかと思います。

いずれのテーマにつきましても、事前に既に委員の皆様からは多数の意見をお寄せいただいておりますが、本日のこの場で改めて多くのお考えをいただきたいというふうに考えております。

事務局からの説明も併せて、同じぐらいの重さのテーマだと思いますので、それぞれ半分ずつ、大体60分弱ぐらいの進行で考えてまいりたいと思っております。

事前に各委員に御提出いただいた御意見につきましては、お手元のタブレット端末から御参照いただけるようにしていただいております。

委員間における意見交換を活発に行っていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず一つ目の議題である在留支援業務について、中嶋在留支援課長から御説明をお願いいたします。

○中嶋在留支援課長 承知しました。

それでは、お手元の資料1ページ目、目次のところを御覧ください。

こちらに、本日特に御議論いただきたい事項を二つ書かせていただきました。一つは相談体制、情報発信機能の強化、もう一つは難民等への支援です。これらを議論いただく上で参考となる現行施策やデータにつきまして、五つに分けて、以下、説明申し上げます。

まず、一つ目が在留支援業務の概要です。資料の4ページ、下のほうですが、法務省組織令を載せております。2019年の入管庁発足に伴い設置されました在留支援を担う課の所掌事務でございます。一つには、在留支援に関する企画・立案、調整並びに推進ということ。それから、自治体や民間といった国以外の機関が行う在留支援についての支援ということでございます。

続きまして、具体的な施策内容として、2のところ、在留外国人に対する相談体制、関係機関の連携であります。

9ページが相談体制として、現在どのようなものがあるかを整理したものでございます。国が設置主体となっているものが一番左のF R E S Cと、その隣、地方入管局に設置された総合インフォメーションセンターです。F R E S Cでは、4省庁8機関がワンフロアに入居して連携体制を取っており、これにより複合的相談への対応に努めています。右側二つは自治体が設置をする窓口です。一番右のところ、外国人受入環境整備交付金を活用して一元的相談窓口を設け、情報提供と相談対応を行う自治体は、現在265団体ございます。

この一元的相談窓口に対する国の支援策は、12ページ以降となります。まず、窓口の整備と運営を財政支援する交付金が12ページでございまして、整備については必要経費の10分の10、運営については必要経費の2分の1を支援するものです。その上で、国としまして、ほかにも様々な窓口支援を行っております。

13ページは通訳支援、こちらは通訳の手配が困難な自治体もあることから、国の支援といたしまして、20言語の通訳サービスを提供するものであり、自治体の負担軽減に努めています。

14ページは外国人支援コーディネーターの養成です。複雑・複合的な相談等に対応できる専門的な人材を養成する取組でありますし、窓口の機能強化に資するものでございます。

そして、15ページは、地方入管局に配置をされている受入環境調整担当官の活動です。自治体との窓口役、そして地域の支援関係者のネットワーク化を担う国の職員であります。一元的相談窓口に派遣をされて、相談業務に従事することでも、窓口の活動を支援しております。

以上が相談の関係であります。

続いては、情報提供、情報発信の取組です。

17ページが、そのベースとなる取組をまとめたものでございます。左側にありますのが、生活・就労ガイドブック、これは入国から始まり、雇用、出産・子育て、教育、医療といった各ステージ、そして日常生活から緊急災害時まで、日本の社会制度、生活ルール等を入国前から学ぶことができるよう、多言語で作成をしたものであります。

また、右側の生活オリエンテーション動画であります。これは生活シーンごとに短い動画にポイントをまとめまして、Y o u T u b eで多言語公開をしております。こうした情報でありますが、スマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳されるポータルサイト上で提供しておりますので、こうした多言語化された各種情報への円滑なアクセスも図られているというところでございます。このようなベースを整えた上で、アウトリーチの取組も進めております。

18ページがアウトリーチ支援事業であります。これは、行政が発信する情報に容易にたどり着けない方などを念頭に置いた取組でありますし、民間支援団体に委託し、地域のネットワークを利用して情報を届けていく、そして支援につなげていくという取組であります。このページでは、それぞれのコミュニティーでニーズの高い情報や支援策を多言語で届けたという例を掲載しております。

20ページからは、こうした情報提供に関するニーズ等につきまして、在留外国人に

に対するアンケート結果からの御紹介となります。情報を入手する際の困り事として挙げられる上位3項目ですが、多言語での情報発信が少なかった、公的機関のウェブサイト上で必要な情報にたどり着くことが難しかった、やさしい日本語での情報発信が少なかったというものであります。また、公的機関に相談しようとした際に困ったことの上位3項目としましては、どこに相談すればよいか分からなかった、相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった、通訳が配置されていなかった、または少なかったとなっております。

それから21ページでありますが、こちらは取組の認知度等についてであります。各取組について、利用したことがある、あるいは知っているが利用したことではないと答えた方の割合は、高いものでも2割程度となっておりまして、認知度の向上が大変重要であると認識しております。

続いてが、4のやさしい日本語の普及についてです。多言語化とともに進めている取組でございます。これまで書き言葉、話し言葉それぞれにつきまして、簡単な表現に置き換える手順やその具体例、留意事項などをまとめたガイドラインを作成いたしました。また、窓口の職員などを研修するための教材や動画等も用意をして、相談窓口等の機能強化に活かしているということでございます。

続きましてが、難民等への支援の取組であります。その中心となっている定住支援プログラムの内容等について、25ページの表ですとか、あるいは26ページのフロー図のほうにもまとめてございます。

生活ガイダンスは、これは日本で生活するために必要な税金や医療などの制度や、文化、習慣について学習をするもの、それから、日本語教育は、日本語教育の参照枠におけるA2からB1レベル相当を到達目標に取り組むもの、そして就労支援は、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、それから就職のあっせん等を受けるといった内容でございます。

このプログラムの受講者及び修了者数、それからその就職状況についてまとめたのが27ページでございます。まず、プログラムの修了率という観点では、赤い数字のところですが、ウクライナ避難民など補完的保護対象者について見たものになりますが、昼間の通所コースでは比較的高い修了率となっている一方で、オンラインコース、特に夜間コースについては修了率が相対的に低くなっているということ、それから、就職率という観点では、左下の表になりますが、100%という数字の一方で、令和5年度と6年度の条約難民について見ますと、就職希望者における就職率が44%や60%といった数字になっております。

加えて、参考でございますが、右下です。プログラムを受講した補完的保護対象者とその家族のほか、身元保証人のないウクライナ避難民も含めて、その就労状況をアンケートした結果でございます。働いていると答えた方が64%、仕事を探している方が28%、そして就業形態については、パート・アルバイトが51%、正社員が20%という状況です。また、仕事が見つからない理由につきましては、日本語能力の不足を挙げる方が最も多く、続いて、希望する仕事がない、希望する条件に合わないといった回答でございます。

これらも踏まえまして二つほど課題を抽出したのが、次の28ページであります。一つは、未修了者の存在です。要因として、出席不良による修了要件の未達、それから、一時出国、本国帰国に伴う退所を挙げました。出席不良については、少し深掘りをして、理由と付したところでありますけれども、退所後の自立のための活動とプログラム受講の両立が難しくなるケースがあるということですとか、あるいは、就労先で求められる日本語能力等があらかじめ明確でないと、学習のモチベーションを維持するのが難しいケースもあるのではないかという旨を付記いたしました。

そして、もう一つは、就労先の確保であります。希望する職種と日本語能力、あるいは実際に就職可能な求人とのミスマッチというものです。理由、背景として付記をいたしました。本国で経験のある専門性の高い業務を希望する場合でも、日本での仕事となれば一定の日本語能力を求められる傾向にあるということですとか、プログラムを修了した時点での受講者の日本語能力が第三者により示されていないことといったことを書かせていただきました。

最後に、特に御議論いただきたい事項を1枚に整理したのが30ページでございます。相談体制、情報発信機能の強化に関しては、一つには関係機関との連携について、ここでは自治体や民間支援団体と入管庁との連携強化について、その方法や取り組むべき課題、そして、福祉、教育、労働といった入管分野以外の支援機関との連携について、また、コミュニティー内のキーパーソンなど、外国人を支援の担い手として捉えた取組に関する御知見を賜りたいということ。

そして二つ目には、効果的な情報発信の方法について、ここではポータルサイトやガイドブック等の内容や周知方法、それから、ライフステージ等に応じた情報提供の在り方、また、タイミングや手法についても、より効果的な発信としまして、例えば、入国前段階からのオリエンテーションや地域の実情に応じたオリエンテーション等ということでございます。

そして三つ目、在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となっていくためのプロセスの構築についてとしまして、例えば、文化や慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力の向上や就業促進を目的とした講習の必要性等についてとさせていただきました。

もう一つの事項である難民等への支援につきましては、定住支援プログラムの内容、期間等についてでありますと、参加への動機づけの方法、それから修了後の自立した生活を意識した内容構成、また、修了後の生活・就労状況のフォローと、こういうふうにさせていただきました。

32ページ以降は参考資料でございますので、適宜御参照いただけますと幸いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○野口座長　はい、どうもありがとうございました。

ここで一度、司会にお戻しいたします。

○事務局　申し訳ございません。アナウンス漏れが1点ございましたので、御紹介いたします。

本日、富高委員の代理出席としまして、日本労働組合総連合会漆原労働法制局長が代

理出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。御紹介が漏れており、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○野口座長 漆原委員代理には失礼いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、意見交換のお時間とさせていただきたく存じます。

本日のペーパースライド30枚目を御覧いただきますと、特に御議論いただきたい事項として大きく二つ、一つ目が組織体制、情報発信機能の強化、もう一つが難民等への支援というブロックになっておりますので、緩やかに前半後半というような形で進めてまいりたいと思います。

御説明にあったように、既に様々に展開をしていただいているようではありますが、それぞれ課題も見えてきているというところで、御出席の委員の皆様から様々なアイデアとか御意見をいただけたらと思います。

御発言のある委員は、挙手または名札を立ててお知らせいただければと思います。オンラインで御出席の委員におかれましては、挙手機能でお知らせいただくか、マイクをオンにして御発言いただきたいと思います。

また、オンラインでの御出席者にも分かりやすいように、発言をされる際には、御意見の前にお名前を述べていただいて、御発言をいただけますよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、御発言のある委員の方、どうかよろしくお願ひいたします。いかがでしょか。

ありがとうございます。近藤委員。

○近藤委員 最初に意見書でも書いておりますが、関係機関との連携について、自治体や民間支援団体との連携で、入管庁のイメージは規制行政の側面が強くて、敬遠ないし警戒される場合があり、支援を専門にする在留支援担当の専任の職員を採用・養成することが好ましいと思います。入国審査官、入国警備官と並ぶ在留支援官の採用・養成を検討すべきだと思います。

また、既に見られる民間支援団体との連携も、多くの団体に声をかけているわけでもなく、一部の団体にだけ声をかけているという声を聞くことがあります。ネットワークの広がりに欠ける問題があるように思われます。

また、自治体での窓口での入管関連の相談というのは入国審査官が担当できると思いますが、多文化共生に関する国の助成金の申請手続とか、各種の国の行政ルールなどを自治体や民間支援団体にアドバイスする役割とか、各種のイベントの運営や調整を在留支援官が担うことが望ましい。福祉・教育・労働など他の分野の支援機関との連携も在留支援官の重要な任務と言えますが、とりわけ市町村レベルだと労働についてはあまり施策ができない問題をよく聞きます。国や県の担当とされていることもあるって、連携の役割を担う入管庁の職員が専従であると好ましいように思います。キーパーソンの発掘活用のためにも、そういう在留支援官が外国人住民の集まる場合に足を運ぶ必要があり、信頼関係をつくり、外国人コミュニティーの情報発信に在留支援関連の情報が掲載できるようにする必要があります。

現状、そのキーパーソンの発掘というのは、例えば、自治体の多文化共生推進協議会の委員とか国際交流協会の通訳として採用される人がそういう役割を担うことが多いのですが、従来の入国審査官や入国警備官ではこれらの連携が難しくて、外国人の在留支援に特化した専従の在留支援官ならば連携がスムーズになる可能性がありますし、将来的にはそういう方が多文化共生推進協議会の委員とか、そういうところにも参加して、国と自治体の連携の中心的な役割を担うことも期待できると思います。効果的な情報発信について、外国人生活支援ポータルサイト、大分充実してきているのですが、生活オリエンテーションの動画というのは、自治体独自で作るのがなかなか難しいのもあって、取りあえず自治体の最初のウェルカムパッケージみたいなものに、この入管庁のポータルサイトのQRコードが載って、そこを見ると大体のことが分かるという、そういうことにできたらいいのではないかと思います。

もう一つは、在留外国人がよりスムーズに社会の構成員になっていくためのプロセスの構築については、日本文化とか慣習の理解促進とか、能動的な社会参加と制度理解、法令遵守、日本語能力向上や就業促進を目的とした講習は必要だと思います。しかし、これだけでは外国人向けの一方通行的なプロセスであり、要するに同化政策的なものであって、それは実はあまりうまくいかないというのが諸外国での経験です。他方で、そういう外国人向けの施策とともに日本人向けの施策が必要であって、日本の文化や慣習は少しずつ変容していくわけですし、外国文化への理解促進、なぜそういう外国人の行動があるのかということも理解したり、または能動的な社会参加として、政治参加を含む制度改革、外国人の地方参政権とか、国籍法改正とか差別禁止などの整備が必要です。とりわけ偏見と闘う反うわさ戦略というのがEU諸国で広がってきており、重要な取組も重要です。さらに、やさしい日本語はここにも紹介されていますので、そういうのを含んだ要するに日本人向けの施策を含む双方向的なプロセスとして統合政策を位置づける必要があります。これをヨーロッパではインターナルチュラリズムとして呼んでいますが、日本の多文化共生もこういうアイデアであって、地域住民との摩擦を防ぐために何をするかというと、このインターナルチュラリズムというのは、要するに、多文化主義とは違う政策に取り組みます。多文化主義は文化の伝統とか集団の権利を強調するあまり、平行社会、分断社会を招いてしまっている、その反省で、個人の多様性と文化の変容を尊重して、相互の交流と共通の価値を重視し、社会の分断を防ぎ、地域の活性化を目指す、そういうプログラムがヨーロッパ諸国、ヨーロッパ以外でもそうなのですが、日本の自治体でもそういう方向で取り組むところも出てきております。

もう一つは、社会の分断ないし平行社会を防ぐために、セグリゲーションというのがヨーロッパでは非常に問題で、居住地の分化を防止することが必要で、日本の場合、公営の団地ばかりに集住するのではなくて、民間住宅の選択肢をもっと広げるべきだと思います。在留外国人に対する基礎調査で、差別を受けた場面のトップは家を探すときあります。外国人の入居も受け入れる民間賃貸住宅の登録を行う都道府県のあんしん賃貸支援事業の登録数はかなり限られており、厚労省のあんしん住宅情報提供システムというのは、外国人の住宅探しには役に立っていない問題がありますので、その辺りも御検討いただければと思います。

あとは難民の関連なので、後ほど。

○野口座長 ありがとうございました。大きく三つあったかと思いますけれども、一つ目が規制と支援の分割組織と体制の問題で、在留支援官という名前が出てきましたけれども、具体的にそのような組織を設けたらどうかというお話、そして2番目が情報の話で、これは面白いなと思いましたけれども、ウエルカムグッズの中にQRコードが示されるようになるなど、展開したらどうかといったような情報の展開の話、三つ目が、施策実施のプロセスにおける横の関係とか双方向性の確保、特に住宅支援政策との関わりという御意見をいただきましたが、入管庁からありますか、この段階で。はい、よろしくお願いします。

○中嶋在留支援課長 お答え申し上げます。

様々な各般にわたる御指摘、大変ありがとうございます。支援官に関してでございますけれども、これに似た取組といたしましては、資料の中でも紹介をさせていただきました受入環境調整担当官が似た業務を行っておりまして、自治体との窓口となり、また実際に窓口にも足を運んで相談対応をさせていただいている、そして、地域のネットワーク化、支援団体のネットワーク化ということも所掌にしているところでございます。委員の御指摘も踏まえまして、こういった地域との連携に当たっていくような業務につきまして、注力していくかという思いを持っております。

それから、ウエルカムグッズにつきましては、これは私どものほうでも、入国審査のときに一定の対応ということをしているところでございますけれども、いただきましたお知恵なども踏まえながら、施策のブラッシュアップということを図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、御指摘のありました双方向留意せよという点について心得ていきたいというふうな思いと、それから、住宅を含むような他省庁にも関わるような部分について、正にそういったところの調整役を担っているという自覚もございますので、問題意識として受け止めをさせていただきました。大変ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。前半の相談体制、情報発信機能の強化。

はい、結城委員、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○結城委員 ありがとうございます。

意見書にまとめさせていただいておりますが、少し補完をしながら説明をさせていただきます。

まず、今日の御説明ありがとうございます。私も先日F R E S Cにお邪魔し、正に4省庁8機関が連携をしながら、外国人相談者をいわゆる「たらい回しにしない」対応姿勢を確認いたしました。また、職員の皆さんのが定期的に勉強会を開いて、外国人相談者が抱える複合的な問題にどう対処するかを具体的に検討されていることを伺いました。この取組が全国に広がりを持って、効力を發揮することになればいいと思っています。

そこで、デジタル連携基盤を整備し、F R E S Cで構築しているいろいろな事例やノウハウを、他機関でも応用できるようにしたらどうか。つまり、総合プラットフォーム「コネクト・フレスク」のような構築ができればいいのではないかと思います。ただし、

個人情報を扱うものなので、データガバナンス委員会の立ち上げが必要だと考えます。また、階層別連携プラットフォームの構築、民間支援団体との連携スキームを記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

さて、優先度に分けて入管庁、自治体、NPOの役割を明確にして進めていくことも必要かと思います。先ほど近藤委員がおっしゃいました日本人住民との協働共創機会の創出、是非そこも念頭に入れていただければと思います。例えば、具体的に分かりやすい例としては、これは群馬県の外国人・日本人住民の意識調査の例ですが、外国人といろいろと親しく交流したいという人と日本人と交流したいという人たちの割合を、それぞれ外国人、日本人とデータを取ったものがあります。外国人が日本人と積極的に交流したいという人たちの割合が、10年前は約5割、10年後は7割になった。一方、日本人が外国人と積極的に交流したいと考える人たちの割合は、10年たっても大きな変化はなく1割にとどまっていた。このような現状は、恐らく他都道府県でも同じなのではないかと危惧しています。優先度の高い緊急医療アクセス、災害時対応、DV、児童虐待などの問題には、国籍に関係なく住民が協働して対処していく必要性を実践例とともに示していくことも求められると考えます。

また、ライフステージに応じた生活課題に専門的、あるいは、領域別連携で対応し、その成果が日本人住民にも外国人住民にも見えるようにしていくことも必要かと思います。その際には、是非、養成が本格化している「外国人支援コーディネーター」の積極的に活用する。令和8年までに300人が養成される予定です。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

事前に御提出いただいている意見書の中においても、すごく具体的に、横のつながりを広げていくための施策と、それから優先度の話も分かりやすく提出していただいていたと思います。

入管庁からの回答の前に、札を立てていただいている明石委員、それから増子委員の代理で出席をしていただいている高井委員代理、堀内委員の御意見をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

明石委員。

○明石座長代理 ありがとうございます。

ちょっと今日は結構内容が多く、かつ濃いと思いますので、本当はいろいろと発言したかったのですが、短くさせてください。

情報提供に関しましては、入管側の問題意識としては、認知されていないから使われていないというような解釈もあるうかと思いますが、私もこの問題は以前から関心がありまして、身の回りの外国出身の方々と入管、公的な機関が提示している情報をどのように読み込むのか、そこにニーズがあるのかということ話し合って、実際に資料を見たりしてきたのですけれども、認知されていても何かこう使いにくいという側面がなきにしもあらずで、ここは今後の話ですけれども、本当に当事者にとって必要なニーズはかなり細分化されており、その辺りを踏まえて、なかなかマニュアル化しにくいのかもしれませんけれども、情報提供の在り方は、当事者の関与も積極的に促す形で展開、改善

できると思っております。

もう一つのほうが主要な論点で、近藤委員のほうから、在留外国人がよりスムーズに社会構成員になっていくためのプロセスの構築についてということでも言及していました。この問題自体がかなり多くの論点を構成すると思いますし、他の委員の御助言も欲しいなと思っているのですが、まずこのプログラムというか講習の範囲、対象をどう設定するのかというのが一つ目になります。これは端的に言うと、在留資格で分けていくべきものなのかどうなのかと同時に、そのプログラム、講習の中身をどうつくり込むか、日本語文化、歴史、法律等々ありますけれども、その場合、最初の在留資格との絡みでいうと、誰がどのコンテンツを受講するのかというような話も考えていかなければいけないと思います。つまり、入国したばかりの第三国定住と10年以上暮らす永住では、受講するメニューが必然的に変わってくるというような操作、オペレーション上の操作も必要なのかなというふうに思っています。

また、このプログラムの受講にどのようなインセンティブを付与するのかという点は、恐らく近藤委員、岡部委員の事前提出意見にもあったと記憶しておりますけれども、永住や帰化を申請する際の要件として、認める際の要件として課すのか、あるいは加点ポイントとして、インセンティブとして付与するのかというようなことも議論されていくのだろうと思います。ただ、総じてこの講習は何を目的としてどういう理念、どういうミッションをもってつくるのかということが大事になってきますので、私個人としてはそのプログラムの受講者が社会に溶け込むという、そういう効果は期待できると思うのですけれども、欧州で起きているところから想像するに、排外主義の抑制に直接的に結びつくというものではないような気がして、その辺りも少し考えていきたいと思っています。

また、日本では共生という言葉を使ってきたので、ここで統合、最終的に導入するにしても、どういう言葉を、タームを使うのがスムーズなのかということもありますし、最後に実現性という観点から考えたときに、このプログラムを実施する主体、あるいはスタッフの育成も必要になってきますので、その辺りも政府としてバックアップしていただきたいですし、私個人としては、もう試験的、実験的導入を速やかにやる必要があると感じております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

当事者の視点に立ってというのが大変重要と思いました。

では、高井委員代理、よろしくお願ひいたします。

○高井委員代理 増子委員の代理の高井と申します。

簡単に2点ほど、代理ですので一連のこの意見の提出したところでいくと、14ページのほうに、先ほど近藤委員からもお話をましたが、多文化共生といったときに双方でと、外国人のみならず、日本人側の理解促進、協力を必要だと、そういうふうにもともと位置づけられているのですけれども、最近の施策ではこの視点がちょっとずつ後退しているのではないかという点に懸念を持っておりますので、先ほども既にこの点も重視しますとおっしゃっていただいておりますが、重ねてお願いをしたいと思っている

のが1点目でございます。

続きまして、16ページのところで、外国人受入環境整備交付金の関係でございます。事前の意見のとおりですが、基本的に単年度制になっているので、なかなか長期的にこの財源を当てにしての施策が実現しにくいというのが自治体の声としては上がっているようですので、そういう意味では、継続して相談員の確保をしたりとか、なかなか困難があるという声が上がっているようですので、そういった単年度制にするのか、もう少し長期的な運用に使えるものにするかというのは、検討が必要なのではないかと考えておると、その16ページの第2にというところで書かせていただきましたが、これは今日の資料でもありましたが、基本的にその一元的相談窓口を設置して、その窓口での相談の運営事業に対して交付金を出しますよという立て付けで、ただ、なかなかその窓口で相談して、ここに行けば解決しますよと案内するだけでは解決しない複雑なケースがいっぱいあり、例えば、教育だと学校で子供がいじめに遭っています、そうすると、いわゆる同行支援という形で、通訳付きで学校に行って先生とディスカッションをして解決しましょうねという、いわゆるその同行支援、一元的相談窓口が外に出たときの支援になかなかこういった交付金を使いにくいというようなお話を伺っていたことがございまして、この交付金が出た当初にそういうお声をいただいたので、今ちょっと改善されているのかもしれません、そういった柔軟に、使いにくいんだという声も上がっているようですので、せっかくのいい取組だと思いますので、より継続的かつ使いやすいようにしていただきたいという御意見がありましたので、その点を述べさせていただきます。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

堀内委員、よろしくお願ひいたします。

○堀内委員 ありがとうございます。堀内です。

まず最初に、F R E S C の件ですけれども、外国人の方に対する切れ目のない支援体制の構築は不可欠ですので、関係機関が連携して、複合的な対応を行うことが可能なF R E S C の機能というのは、非常に重要だと思っております。一方で、相談件数は増加していますが、9割の方が存在を知らないという回答も示されております。先ほど結城委員からもお話しがありましたけれども、こういった機能の全国的な広がりがないということも一因ではないかと思われるところです。より多くの方が活用し、相談体制の地域間格差を解消できるように、横浜や福岡で先行している事例も参考としつつ、地方の各拠点をベースに全国展開を進めていくとともに、国が必要な財政的支援措置を講じていただくということも重要ではないかと思っております。

それから、12ページの外国人受入環境整備交付金ですけれども、日常の生活支援は基礎自治体の大きな役割となっております。質の高い一元的な相談窓口の対応が不可欠ですけれども、基礎自治体の交付限度額は外国人住民数が5,000人以上で頭打ちになっています。自治体を見ますとやはり住民数が5,000人を超える基礎自治体というのは既に150程度、1万を超える自治体も70ほどあるかと思います。急速に在留外国人の方が増加している中で、今後もこうしたトレンドが続く可能性も見据えますと、

住民数の多い自治体における交付限度額の引上げといったような、柔軟な運用も検討すべきではないかと考えております。

それから、オリエンテーションについてですけれども、日本社会の制度ですかルール、マナー等を理解していただくということが、まずもって重要だと思っております。政府においては、外国人の方が入国前からこうしたことを学べるように、ガイドブックですとかオリエンテーション動画等が用意されていますけれども、一方で、これらのコンテンツをしっかりと理解されたかどうかといったところを確認する仕組みはなくて、情報提供にとどまっているところが課題と思っております。まず、入国時にこういったコンテンツを利活用していただくことを促していくことをはじめとして、やはり周知の徹底が望まれると思っております。その上で、中長期的には在留資格の取得時や更新時の要件としてオリエンテーション動画の視聴、それからその理解度を確認する仕組みも検討すべきではないかと思っております。

それから、こういった事柄に関心を持たれない方にこそ情報をしっかりと届けて、適切な行動につなげていただくことが必要だと思っております。これはおそらく日本政府がということでは必ずしもなくて、御出身国の政府に対する距離感とかということもある場合もあると思いますけれども、外国人の方が信頼できるコミュニティーからの情報発信といったところとの連携をさらに強化していくといったことがさらに必要になってくるのではないかと思っております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

情報発信におけるDXの活用で、今までできなかつたことがいろいろ可能性としては広がっているので、使わないわけにはいかないと思う一方で、御指摘にあったように、情報が多いので、そこをよくリーチさせていくということを考える必要があるのだろうなと思いました。

続きまして、オンラインから四方委員、佐野委員、岡部委員の順で御発言をいただき、続いて会場から、富高委員の代理の漆原委員代理、佐久間委員、ロペズ委員の順序で御意見をいただきます。

では、四方委員、よろしくお願ひいたします。

○四方委員 四方でございます。聞こえますでしょうか。

○野口座長 大丈夫です。

○四方委員 では、手短にお話ししたいと思いますが、まず、大前提といたしまして、この在留の問題は、個々の外国人の方々に身近な問題でありますので、前も申しましたけれども、やはり自治体にいろいろやっていただく必要がある。ですので、国全体の施策としても自治体の施策を促したり、自治体ではできないことを見極めて国でやっていかれるのが基本姿勢としてはいいのではないかということがあります。それが1点目です。

それから、この外国人の方々と日本人とのトラブルだとか、外国人の方々が犯罪だとかそういうことがあって、また日本人の外国人の方々に対する感情が悪化して排外的になっていくという、その悪いサイクルにならないようにすることが大切だと思うのですけれども、このトラブルの主たる発生要因は、私は三つぐらいあると思うのですけども、

三つについて手短にちょっと申し上げていきたいのですが、まず一つ、生活トラブルの関係では御説明があつて、どんなところがトラブルになるのか、情報発信によって外国人の方々に理解してもらう必要があるわけですけれども、その情報を外国人の方々が見に来るようなタイプの発信だと、大半の人は見ないのでないかと思うのですね。私が思っていたのは、警察なんかで、例えば、運転免許を取得時、更新時、必ず講習会があります。そういう仕組みにするとほぼ全ての方に情報発信はできるので、この在留資格を得るときないし在留資格の更新時に見なきやいけないというような仕組みにできないか、あるいは、強制的な義務じゃなくても待機の時間に見てもらうとか、そんなような仕組みをされたらいいのではないかと御提案申し上げます。

それから、2点目は、深刻な外国人犯罪というのは、実は1世の方々じゃなくて2世、3世で起ころうというのがこの犯罪学の世界では通説になっておりまして、それはやはりいじめだとか差別とかを受けることによって犯罪者集団ができてしまう、非行集団から犯罪者集団になってしまふことがあります。この問題は、学校だとか、そういう先ほどの自治体が大切だということにつながっていくのですけれども、学校レベルの問題とか、あるいは地域社会での問題にもつながっていきますので、そこもちょっと是非視野に入れていただきたいなということです。直ちにできる施策ではないかもしれませんけれども、かなり大事な視点だと思いますので申し上げておきたい。

3番目は、これもやっぱり日本に来るときに返せないような多額の借金を背負って来られると、普通に働いても返せないから犯罪に走るというパターン、これは次の課題かと思いますのでここではあまり詳しく話しませんけれども、そういう問題、日本に来るときからの資力の問題というのですかね、たくさんお金を持っているどころじゃなくて、むしろマイナスになっている状況で来られる方の問題というのも、ちょっと視野に入れていきたいと思います。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございました。

続きまして、佐野委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐野委員 私、事前に資料を出しておりませんので、申し訳ありません。

2点ございます。

まず、1点目は、地方の視点についてです。私は東北地域の外国人支援について研究をしており、その関係で様々な団体や一元的相談窓口についても調査させていただいております。私自身も関係団体の理事を務めておりますので、その観点から申し上げたいと思います。

まず、マンパワーと財政面で、確かに国からも支援いただいているが、全体として地方自治体の予算が限定的になってきて、外国人支援に充てられる予算が減少傾向にあるところが多いように思います。そのため、財政的な裏付けがないとなかなか人を雇えず、専門的な人材を常時募集している状態にあります。

また、地域における外国人コミュニティが脆弱で、コミュニティとしてまとまりが弱く、キーパーソンが不足しているという課題があります。これは地方独特の問題といえると思います。その意味で、地方に合ったような形、先ほどご提案にあったデジタ

ルを活用して、全国や政令指定都市とつながるような形で、自治体が支援を行っていく効率的なやり方を今後検討していく必要があると考えています。

2点目が、在留外国人支援に対する社会的理です。最近、SNSなどを見ますと、「在留外国人支援に税金を投入するのはいかがなものか」という議論が多くみられます。こうした中で、在留支援を行う意義をはっきりさせて、そのうえでそれを日本人の方に知っていただく機会やチャンネルを設けることが重要だと考えます。地方では、支援活動が「税金の無駄遣い」といった誤解を受けることもありますので、是非国としても情報発信に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。地域の実情について地方の目線でお話をいただき、感謝を申し上げます。

岡部委員、よろしくお願ひいたします。

○岡部委員 ありがとうございます。

私も事前に意見を出していますので、ちょっと手短に申し上げます。

私は、基本的に今までの委員の方々の御意見にほとんど賛成の立場です。要するに、実効性のあるところを追求して、かつある程度時間がたつたらどの程度その政策なりプログラムなりがいかに成功し、また限界があったかということを逐一フィードバックできるような体制を整えていくということが必要かなと思います。それが効果的な情報発信にもつながるのだろうなというふうに思います。

それから、最後に佐野委員がおっしゃったことに私も大いに同意するのですけれども、結局、何のために外国人支援をしているのかということについての意義をもつとはっきりさせる必要があります。もちろん、受け入れた後に生活する方々への支援が必要だということは分かるのですけれども、一般の人々にしてみると、あまりその支援の仕方が偏り過ぎではないかというような反感を持たれてしまうことになると、これは近藤委員がおっしゃっていたような分断の危険につながるということがありますので、これから先は非常にデリケートにバランスをもって行っていく必要があると思います。

イギリスの小学校では、ほとんど英語ができない子でも英語やイギリスの文化の学習が進むと、達成できた子供を表彰したり、みんなでよかったですと褒めたたえたりとかします。日本の小学校では、あくまで傍観のレベルですが、日本語ができたとか日本の文化を知ったということへの賞賛はあまりなく、外国籍の子供にも優しくしましょうという、むしろ日本人の子供に対する啓発のみが目立つように思います。

日本語だけでなく、日本文化とか日本の歴史とかそういうことを外国の方が知ることをもっと推奨しましょうというような、そういう方向性における実質的な統合プログラムというのをどうも日本はこれまで避けてきたような印象を私は持っていますので、もうそのあたりはタブー視せず、日本に溶け込んでもらうということで進めば、分断の可能性も危険性というのもだんだん減少していくのではないかというふうに思っています。

以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

施策の相手方だけではなくて、社会全体に向けて施策の意義を浸透させていくということが大変重要だというふうにお伺いいたしました。

ありがとうございます。では、会場から富高委員の代理の漆原委員代理、よろしくお願ひいたします。

○漆原委員代理 連合の富高の代理の漆原でございます。

労働者の視点から発言をさせていただければと思います。

外国人が「労働者」として日本に来日したとしても、入国すれば地域では「生活者」になります。外国人労働者が、語彙力を含め日本語能力を高めることは、業務上のコミュニケーションの円滑化もさることながら、生活する上での地域社会のルールなどにも適合しやすくなるのではないかと思います。一方、連合の地方組織からは、地元で日本語を教える講師が見つからないなどの意見も多く聞くところでございますが、そもそも日本語教育を全国で推進するための予算が不十分なのではないかと思っております。外国人労働者の受け入れ企業に、日本語の学習を担っていただくことはもちろんのことですが、その労働者が地域の産業を支えているという観点からすれば、文科省だけでなく、労働者を受け入れている分野の業所管省庁も必要な予算を負担し、日本語教育を進めるべきではないでしょうか。外国人労働者に関する財源は入管庁及び厚労省の予算だけではなく、幅広く政府内で予算を確保し総合的に施策を進めないと、うまくいかないと考えております。

資料2 1ページの在留外国人に対する基礎調査において、必要な支援の2位が仕事となっていることからすると、おそらく、外国人が就労するため、あるいは就労中の悩み等を相談し、解決するための支援が必要なのではないかと考えております。連合もホームページにチャットボットを配置し、15言語で24時間労働相談を受け付けておりますし、それ以外にもSNSや電話を通じて労働相談を実施しております。もちろん、政府も四谷のFREC等を設置しておりますが、やはりハローワーク等に通訳を配置することなどを含め広く支援をする、あるいは就労のマッチングを行うことが重要だと考えます。

そのほか、日本語でのコミュニケーション以外に、価値観や仕事感などの差から、日本人とのあつれきが生じたり、文化的な理解不足により、偏見や誤解につながったりすることもありますので、労働者であれば労働法・入管法などの法律の仕組みや、社会ルールも含め、外国人に対する研修を充実させる必要があります。また、こうした研修を行うにしても、労働者の時間が確保できなければ受講できません。労働者の研修時間の確保も含めて企業に対する支援も必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございました。

佐久間委員、よろしくお願ひいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず、我が国の外国人の支援体制、FRECをはじめとして、近年大きく環境が整ってきていることは事実だと思います。資料の20ページを見ると、データからも公的機関が発信する情報を入手する際の困り事について、「過去1年間では特に困ることは

なかった」や「公的機関が発信する情報を入手する機会がなかった」が大きな割合を占めています。「記入する機会がなかった」というのは、ちょっとどういう意味なのか不明確な点はあるのですが、「過去1年間では特に困ることはなかった」、「公的機関が発信する情報を入手する機会がなかった」が60%ぐらいあって、残りの項目の数値から、自分たちで入手する情報等の必要があったと、項目ごとの有効性を見ていくことが出来るのではないかと思います。ほかの項目を見れば、「どこに相談すればいいか分からなかった」比率が高くなっていますと、いかに外国人の方々が、これらの施設とか、事業について知らないとの比率が高く、「知って、利用してもらう。行き渡らせる。」ということが重要なのではないかと思います。

それから、やはり国や地方の行政機関同士の連携と、相談内容に応じた外国人に対するフォローアップが重要になってくるのかなと思います。現在、外国人の就労とか、また教育とか、いろいろ課題に対しては行政もいっぱい取り組んでいるのですけれども、やはり人手もないし、お金もないということになります。お金は予算として確保しなければいけないと思うのですけども、行政が人員不足等から行わない、行えない場合、次の政策、実行段階の施策、事業として、今もNPO法人等に予算化して取り組んでいる例はあるとは思うのですけれども、全国的に統一し、また、市町村でも、本当は全市町村でもできるぐらいに、社会福祉法人とか特定非営利活動法人、また個人が事業を起こせる企業組合とか、労働者協同組合は企業組合と同じような組織なのですけれども、これらの組織が許認可を受け、組織として事業を実施し、具体的な解決までの方向性というのを計画し、予算化を図っていただくようなを施策が必要だと思います。これらの事業は、ソーシャルビジネス（社会的課題対応ビジネス）に位置づけられ、「社会性」「革新性」「自律性」というのを備えた形態です。ただ単にお金をというか、助成金をあげたまま、ずっと続していくと、科目の使い方で何かこう、ずるい使い方を行ってしまう組織体も出てきますので、そのところはあまり同一の事業体への助成を継続して行わないような取組が必要なのではないかと考えます。これは難民のところでも私は書かせていただいたのですけれども、こういう組織体を利用しないと、なかなか行政だけの力ではやりきれず、限度があると思いますので、そういう組織をより有効に使っていただきたいと考えます。

以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

ロペズ委員、よろしくお願ひいたします。

○ロペズ委員 ありがとうございました。

私は短くコメントします。

私自身が20年前にJETプログラムの国際交流員として、2年間、長崎市役所の国際交流会館で勤務しました。その当時、私は海外から採用された者のですけれども、現地採用されていた韓国人と中国人も何人もいらっしゃいました。1980年代からこのようなJETプログラムは、教育文化交流の懸け橋として機能してきましたけれども、例えば、これから定住者が日本に根を下ろして、生活の拠点を日本でずっと置くということが前提であれば、それに類似するようなプログラムの創設がどうかということは検討

に値するのではないかと考えています。要するに、先ほど申し上げたように、実際にはJ E T プログラムとは別に、現地採用で外国人が雇われているということで、それは地方自治体レベルで、どれぐらいそれが実際に日本国内でケースがあるかというのが、承知してはいるのですけれども、調査することによってもしかするとそういうケースがあるかもしれません。ですので、そのような現地で直接採用された方々を確認した上で、誰が何に貢献しているかということを、もう少し今の日本社会の共生社会とは一体何かということを特定できるのではないかと思います。

そしてもう一つは、情報発信についてですけれども、私はコメントでも書きましたけれども、多言語対応のアプリ開発はいかがでしょうか。実は、デジタル庁のS a f e t y T i p s というアプリもありますが、入管庁としても独自に多言語に対応するようなアプリはいかがでしょうかというのを提案したい。私は、法務省のY o u T u b e チャンネルを確認して、オリエンテーションの動画などいくつか見てみましたが、情報は正確に伝えられていると思いますが、問題は閲覧者数です。本日、来る前に、韓国語、クメール語、スペイン語、フィリピン語の動画を拝見しましたが、1年間ぐらい前の情報を掲載して、公開しても、閲覧者数が1, 0 0 0 件にも届いていません。韓国語だと5 2 8 件、クメール語は3 0 0 、もちろんそのコミュニティーの規模によって閲覧者数が変わってくるのですけれども、これはなぜこんなに少ないかというのが、調査する必要があるかと思います。もしかすると、そういった情報に対して一定の警戒感があるかもしれません。ですので、首尾一貫性のあるようなアプリを開発して、追跡機能を持たないようなものとしては、G o o g l e S t o r e やA p p l e S t o r e からダウンロードできるようなことであれば、もう少しこの情報が利用者に届けられるのではないかと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

続いて、川村委員、加藤委員の順で御意見をいただきます。

川村委員、よろしくお願ひいたします。

○川村委員 お時間が迫っている中、ありがとうございます。簡潔に述べさせていただきたいと思います。

意見書にも書きましたが、一元化というところ、非常に重要、国、自治体との連携強化、重要なのですが、できるだけ小さいコミュニティーにアプローチする、それからコミュニティーから当事者の声をすくい上げる、そういった構造をつくれないかなということを御提案申し上げたいと思います。先ほど、漆原委員代理のところで総合的な施策を財源もまとめて労働者の方へとのお話ありましたが、小学校区とか地域の自治会とか、そこからの声をいただく、あるいはそこへアプローチする施策を、国のF R E S C もすばらしいのですけども、F R E S C という輝かしいものが全国に三つあるだけとかというのではなく、それぞれの地域から声を上げるようなスキームづくりというのを御提案申し上げたいと思います。先ほど優先順位の高い災害時対応での協働という話がでておりました。私は阪神淡路大震災を経験していました、そのときにやっぱり民間の団体が力を合わせですね、実際に国籍を問わず被災者の声をすくい上げてということをなさ

つていて、私も現場で一緒にやってきたことがございました。やはりそうしたことから、地域住民と共にというような何かスキームができるといいのではないかということを1点申し上げます。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

加藤委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤委員 よろしくお願ひします。

事前に提出した意見と別で、もう一個だけ追加で述べさせていただきます。

情報発信という点に関わって、2020年にやさしい日本語ガイドラインというのが、当時の文化庁と共に作られているというふうに拝見していますけれども、近年の研究者の議論なんかを見ていると、各自治体ではやっぱりどうしても予算制限があって、多言語化の対応が難しい部分があるがゆえに、取りあえずやさしい日本語化をして対処しておけばよいという状態になっている部分があるというようなのですけれども、一方で、例えば命に関わる内容とか、病院における対応とかという、可能な範囲で多言語対応が望ましい場面というのもやはりあるんじゃないかなというふうに、そういう指摘も見られているかと思いますので、先ほどの結城委員からの御提案で、優先度A B Cというのがありましたけれども、Aに当たる部分だけでも、例えば、多言語化していくみたいなところも含めて、多言語化のガイドラインみたいなものを入管庁として作っていくことも、もしかして一つなのかなというふうに考えましたので、一応御提案をさせていただきます。

○野口座長 ありがとうございます。

優先順位とかロードマップはやっぱり必要なのだろうなと思いました。

ここまでで、入管庁からお答えいただくこと、どうしてもということがあればお伺いしますが、進めてよろしいですか。

○中嶋在留支援課長 はい、進めていただければと思います。

○野口座長 ありがとうございます。

あともう一つの議論、先ほど区切っていただきましたが、後半の定住支援プログラム等のお話について、近藤委員からよろしくお願ひいたします。

○結城委員 その前に、いいですか。

○野口座長 はい。

○結城委員 すみません、話題が変わる前にコメントをさせていただきたいと思います。

申し訳ありません。

先ほど漆原委員代理がおっしゃった、いろんな労働者が生活者として自立していくために日本語教育が必要、文科省でというお話がありました。一方で、こういうケースの対応に、文科省が長年取り組んでいる、地域日本語教育支援事業を活用いただけるよう、よりきめ細かな周知をと思います。よろしくお願ひいたします。

○野口座長 貴重な御発言をどうもありがとうございました。

では、難民等への支援、定住支援プログラム等の議論で、近藤委員からよろしくお願ひいたします。

○近藤委員 2点に絞ります。定住支援プログラムが、結局、日本語ゼロの状況からA 2又はB 1を目指す内容になっていないのだと思います。期間とか教材の問題があるのでないかと思います。事前説明にメールで配布されたものを見ると、どうも一般にA 1未満の人をA 1に、A 1の人をA 2に、A 2の人をB 1に延ばしているのが現状じゃないかと思います。また、実際にプログラムの日本語講師を担当した人に聞いたところ、教材の『はじめまして 日本』はA 1 レベルであって、その人が担当した授業の人はA 1 レベルに到達する人が大半で、初めからできている人が少し上になっているのではないかということです。

したがって、もう少し時間を増やすかレベル別のクラス編成というのが望ましくて、加藤委員の意見書にも書いてあるように、非識字の人にはまた別クラスとか、そのレベルに達しなかった人には追加のクラスとか、ドイツがやっているような、クラス編成の多様性を考える必要もあると思いますし、2点目は、受講者の修了率を出しているのだけれども、一番問題なのは、受けていない人のほうが過半数だということだと思います。その課題が見落とされています。条約難民は非常に長い期間待たされて、難民に認定されても今から受けるのかという話になるし、実はウクライナ避難民の人も、既に日本語の講習を受ける機会があったので、名古屋のアンケート調査では半数近くが受講しないという、その理由の多くは、聞いたところどうもレベルが低いと、全く習ってない人にとってはよかったですという評価なのですが、一定程度勉強している人にはレベルが低いので受けないという、そういう状況もあるので、レベルの多様化に対応できるようにしたらしいと思います。

ついでに言っておくと、これを一般の新規入国者に拡充するときに、先ほど明石委員から出ていたけれども、働いていない人に受けてもらうというのは、これはしやすいと思うのですが、日本の場合、働いている人にどうやって受けてもらうかということが問題で、ウクライナの人でも働いている人にどうやって受けてもらうかが問題です。その辺がオンラインとかをうまく使って工夫が必要がありますし、ただやっぱり期間をもう少し延ばさないと、働いている人に日本語を身につけてもらうというのは難しいんじゃないかなと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

受講プログラムなので、受講される方の目線でいろいろと考えていかないといけないということだと思いますが、川村委員、よろしくお願ひいたします。

○川村委員 マンパワーの問題があろうかと思いますが、R HQの機能を地方にも置くことができないかということが1点でございます。

あと、補完的受入れとかいろいろなことがもし広がるようであれば、そうした点も御考慮いただければということが1点と、もう一点は、入管庁への質問ですが、補完的保護対象者で帰国者が結構出ていてということが課題として出ているのですが、それはどういった点ですか。何かこの支援体制のことに関連するのか、もっと別次元の話なのかというのがちょっと分からなかったので、御説明いただければありがたいです。

○野口座長 入管庁からの御説明をよろしくお願ひいたします。

○中嶋在留支援課長 承知しました。

これは、帰国をされて、シンプルにファクトといたしまして、この修了していない要因として、いわゆる未修で終わってしまう方以外に、一時帰国や、本国への帰国といった、これは一概に何といいますか、プログラムに内在する問題でもないし、また、それ自体は決して悪いことではないというふうに受け止めるべき事象だと思っておりますけれども、ただ、数字といたしましては、修了していない方がそれなりにいて、そして一定の割合をそういった方が占めているということを議論に供するために書いたものでございまして、何かそこに問題意識をその点について持っているというものではございません。恐縮でございます。

○野口座長 川村委員。

○川村委員 これは帰る状況にあると考えていいのか、帰らざるを得なかつたという方も、いろいろなフェーズがあると、ここで議論することではないかもしれません、少しその点をまた考えていかなければならぬと思いました。コメントです。

○野口座長 どうもありがとうございます。

ほかに、この後段のテーマについていかがでしょうか。

オンラインで御参加の委員の先生方、いかがでしょうか。

最初に半分半分と言ってしまったのですが、進行を気遣っていただいているのかなと思いますが、それでは、ちょっと進行を続けさせていただいて、また戻ってくることもありますという形で進めさせていただければと存じます。

では、続いて、二つ目の議題である外国人の受入れの基本的な在り方について、菱田政策課長から御説明をお願いいたします。

○菱田政策課長 ありがとうございます。政策課長の菱田でございます。

それでは、議題2、外国人の受入れの基本的な在り方について説明させていただきます。

資料の1ページと2ページは、前回説明させていただきましたので割愛し、今後の外国人の受入れの在り方の検討に向けた七つの観点について、具体的に説明させていただきます。

なお、今から説明するこれ以降の記載内容は、お配りしております8月29日に公表しました書面の内容をまとめたものでございます。同書面は、外国人の受入れの基本的な在り方を検討するために、現時点で必要と考えられる論点を中間的に整理したものに過ぎず、政府としての意見や見解を示したものではありません。これらの論点は、他省庁が所管するものも含まれますが、まずは出入国在留管理庁において、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくことを想定しており、現在はその前提となる基礎資料の収集等を進めているところでございます。この点につきまして、委員の皆様の御知見を賜りたいと存じます。

それでは、説明に戻ります。

3ページを御覧ください。

一つ目は、経済成長の観点でございます。

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等に

について、調査・検討していく必要があると考えられます。社会を維持するためには、財政と社会保障の持続性が必要であり、その持続性を確保するためには、継続的な経済成長が必要であると考えられます。また、労働力人口は今後減少することが想定されますが、労働力確保の観点から、外国人の受入れを検討することが考えられ、日本の経済社会の維持発展に寄与する外国人の受入れがもたらす日本経済へのメリットはさらに大きくなると考えられます。

次に、二つ目は、産業政策の観点でございます。

どのような産業、業務にどのような外国人がどの程度必要か等について、調査・検討していく必要があると考えられます。産業ごとに求める人材像や日本の経済社会基盤の持続可能性に与える影響も一律ではないと考えられますところ、高度人材を必要とする産業や一定の専門的・技術的能力を有する人材を必要とする産業、社会を維持していくに当たって基盤となる産業等、それぞれの産業ごとに外国人の受入れが経済や社会に与える影響を検討することが有用であると考えられます。

4ページを御覧ください。

三つ目は、労働政策の観点でございます。

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるかなどを調査・検討していく必要があると考えられます。未熟練労働者の無秩序な受入れは、労働市場において賃金その他労働条件について低位固定化、労働市場の固定化をもたらし得ると懸念されますところ、外国人の受入れが日本人の労働環境に与える影響等について、考慮検討することが有用と考えられます。

続いて、四つ目は、税・社会保障等の観点です。

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等について調査・検討していく必要があると考えられます。外国人の受入れにより、財政や社会保障等に影響を与えることが考えられますところ、この点については、日本人の理解を得ることも重要です。また、外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響については、外国人の受入れが経済成長や現役社会の増加をもたらし、税収や保険料収入を増加させる側面がある一方で、仮に長期滞在者や永住者の資格を有する者が増加し、保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合には、財政や社会保障等における負担が増加するという側面もございます。

5ページを御覧ください。

五つ目は、地域の生活者としての観点です。

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくのか等について調査・検討していく必要があると考えられます。外国人が地域に定着することにより、社会の維持発展に資する側面がある一方で、地域社会との摩擦が生じている外国人集中地域も一部存在しており、このような事象は外国人の受入れに対する国民の安心感等に強く影響を与え得るため、地域の生活者としての観点を考慮、検討することは有用だと考えております。

六つ目は、治安の観点でございます。

外国人を受け入れることにより、治安にどのような影響を与えるか等について、調査・検討していく必要があると考えられます。外国人比率が増加の一途をたどることが予想される上で、外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えません。

6ページを御覧ください。

最後の七つ目でございますけれども、出入国及び在留管理の観点でございます。

今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的なスタンスを維持すべきかどうか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について調査・検討する必要があると考えております。この基本的なスタンスにつきましては、一番下の欄に備考として記載させていただいておりますけれども、政府方針に基づき、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れ、その他の在留資格の外国人については国民のコンセンサスを踏まえつつ十分慎重に対応していること、いわゆる上陸基準省令によって学歴、職歴、月額報酬額、諸所属機関の規模等により受入れ範囲の絞り込みをかけることができるとされていること、「特定技能」及び新たに創設した「育成就労」以外の在留資格や就労を目的とした在留資格以外の在留資格については、基本的に外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していないこと等を指します。この調査、検討事項の例としましては、仮に一定の受入れ上限数を設定とした場合の出入国及び在留管理に与える影響等や、不法滞在者がどの程度増加すればどのような影響を与えるのかということなどを挙げているところでございます。

ここまで論点整理の説明をさせていただきましたけれども、今回の説明で委員の皆様に特に御議論いただきたい事項は、7ページのとおりでございます。論点整理の記載内容には、必ずしも出入国在留管理行政の範疇には収まらない内容も多くあり、そのような調査検討を行うことは当庁にとって初めての試みとなります。そこで、調査検討を進めるに当たって、様々な調査・研究に精通されていらっしゃる委員の皆様から多様な御知見をいただきたく存じます。

まず、特に御議論いただきたい事項の一つ目は、本論点整理に記載の調査・検討を行うに当たって、前提として明らかにしておくべき事項でございます。これは、前提知識等の収集すべきデータや先行調査・研究、国内外の調査機関等を想定しております。

次に、本論点整理に記載の調査・検討事項については、より詳細に深掘りしていくに当たっての調査等の手法内容、留意事項についても御教示いただければ幸いでございます。加えて、本論点整理に記載の調査・検討事項のほかに、外国人の受入れの在り方を検討するに当たって、調査・検討すべき事項としてどのようなものがあるか、ある場合にはその調査等の手法、内容、留意事項について御教示いただきたく存じます。その際には、先ほどお話しさせていただいた七つの観点を中心に御教示いただけますと幸いでございます。

私からの説明は以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

今、菱田政策課長のお言葉の中に、初めての試みであるという言葉がありましたけれども、議論のウイングをこういう形でお広げていただいていることには感謝しかありません。

続いて、有識者の先生方から幅広の視点から御意見をいただきたいということなので、三つ、特に御議論いただきたいという点は挙げていただきしておりますが、これを頭に置きつつ、ちょっとすみません、普段の進め方と違うのですけれども、今日が実質的には先生方から御意見、フリーにいただく最後の会になるのではないかと思いますので、川村委員から席順で一言ずついただくと、その後オンラインに行って、最後に明石座長代理からいただくという形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。はい。それではやや強引に、そのように進めます。

では、川村委員からよろしくお願ひいたします。

○川村委員 ありがとうございます。

事前に提出いたしました意見書には、雑駁にいろいろ書いてあるのでございますけれども、私から申し上げたいことは、国の中の施策を定めていく際の調査・研究の中に、国際的な視点も入れていただきたいということでございます。昨今、出入国管理行政の国際協力といいますか、国家間の連携を必要とするような事象が多々あると思いますし、関連する条約、制度等も近年いろいろと展開はしてきているところでございます。意見書にはそれに関連するようなことも書きましたが、例えば、移住グローバルコンパクトに示されている、国際法の諸文書、条約、それからいわゆる国連が出しているような文書も含め、こうしたことにも目を向けていただきて、どういった議論があり、国際的にはどんな流れになっているのかを押さえていただきたいということです。もう一つ国際的な視点ということで、他国の先進的な取組といったようなことを参考にするばかりではなく、送出国、日本にたくさん的人がおいでになっている国々がどういう状態にあるか、どんな法制度になっているか、あるいは、いわゆるブローカーが移住を差配するような事業の拠点となっている国の実情など、送出国、経由地国、日本という人の流れの実情も見ながら調査・研究をすべきだということを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。

清田委員、よろしくお願ひいたします。

○清田委員 ありがとうございます。

お示しいただいた、議論をいただきたい点にあまり沿っていない、全体的な視点での発言になってしまふことをお許しください。

こうした基本的な在り方を議論するというのは非常に有効だと思っており、また、整理の仕方についても全く異論はございません。今後、育成就労なども始まっていくに当たり、さらに外国人の受入れが増加することを見据えると、外国人材の在り方について政府として方針を明確に定めておくことは必要だろうと考えております。

政府として方針を示す中で、しっかりと政府、それから自治体の受入れ機関、企業などがどのような役割を果たすべきなのかを明確にした上で、適切な入国管理、それから社会の包摂、これを両立できるような内容についてしっかりと議論をして、国民の合意となるような形で、基本法のような形で制定をしていくところまで発展させていくことも重要なではないかなと考えております。

その上で、外国人材と共生社会を実現していくために、やはり自治体の役割は非常に

大きいと思っております。先ほどの最初の論点にもつながるのですけれども、やはり外国人の生活を支援するという主体については、やはり働く場では企業、それから生活者としては自治体というところで、しっかりとそこの役割を分担しながら進めていくというところが重要だと思っております。今回の調査を通じて、まずはそれぞれの自治体や企業が行っている役割、また負担感等を明らかにした上で、適切な生活支援の在り方や、改めて役割分担のようなものを是非検討いただきたいとともに、あと、定量的な調査も重要なのですけれども、各地域が行っている先進的な事例等も是非横展開をしていただければと思っております。

次に、受入れ人数の枠の議論というところもございます。青天井でというところではないのは承知はしておりますけれども、他方、我々が普段接している地方の企業からは、外国人材が既に地域産業の担い手として不可欠な存在となっているという声を非常に強く聞きます。外国人材の受入れの必要性について幅広く理解を得ていくためには、しっかりとファクト、事実の把握に基づく議論が必要であり、日本の経済成長や各産業の維持のために、地域、産業ごとに必要な人数、それから現在在留している外国人の活躍、活用の実態、留学生アルバイトなども含めて把握をしていくことが必要不可欠だと思っております。

また、逆に受入れをストップした場合にはどういう影響があるのかという、その方向からの指標や影響についても調べることが必要だと思います。憶測や偏見で煽動差別を抑制する意味でも、外国人の流入による犯罪、治安の悪化の件数、内容の把握、それからその原因の精査分析、例えば貧困によるものなのかなど、そこも必要ではないかなと思っています。

最後にですが、こうした様々な調査を数字で進めていくというところも重要ですが、なかなか外国人材の果たしている役割を数字だけで捉えられないところがあるのではないかと感じております。例えば、以前、地方都市の水産加工の現場を見させていただいたことがあります。具体的にはかつおぶしを作っているのですが、その事業所では、高齢の方と外国人の方が主に働いていて、カツオがわっと流れてくるのを、スライサーで首をすぽんすぽんと切っていくのですね。その際、血が地面にぱっと流れていって、それを蒸す過程で蒸気がすごく出てきて、それを手で骨を取ってさらにいぶすというまで、臭いですとか湿度とかの環境で、なかなか日本の若い人がここで働くことを選ばないのだろうなと感じた中で、もしここで外国人材の方が来てくれなかつおぶしはどうなるのかなとも思ったりしまして、直接的ではないのですけれども、間接的に外国人材の方が日本の、それは食文化かもしれませんけれども、社会・文化に与えている影響というところも、そうしたミクロの視点からも少し見ていただくというところも大事なのかなと感じたところでございます。

私からは以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

近藤委員、よろしくお願ひいたします。

○近藤委員 まず前提として不正確で、外国人比率が10%台という問題の立て方に問題があるということです。G7で外国人比率が10%以上なのはドイツだけです。G7の

平均で外国生まれの人、いわゆる統計上の移民は15.8%ですが、外国人比率はG7の平均では8.7%です。したがって、まず要するに、いかに国籍を取得する制度を考えるかということの視点が抜けていて、OECDでは10年以上住んでいる移民の63%が国籍を取得するというのが平均値です。したがって、外国生まれの人の半分ぐらいが外国人ということなので、10%に日本に行くという前提是、国籍制度を見直せば成り立たないのではないかと思います。他のG7の国と同じで、ドイツも国籍法を改正したので、今後、外国人比率は下がっていくと思います。

また、5%を超えたから、10%を超えたから、今度外国人の受入れをストップするという、ある時期にそうすることは多分想定し難いので、要するに、徐々に増えてくるけれども、国籍を取って日本国民になる人がどんどん増えていけば、外国人比率というのはそんなに多くはならないで済むだろうけれども、それをしないと恐らく将来、いつの時点か分かりませんが、日本が一番外国人比率が高い国になりかねないので、ある時点で国籍取得制度を見直す必要があるのだろうと思います。

あと、先行研究については、意見書のほうに書いてありますが、OECDの必要なデータを日本でも取るようにしたら、ここで見るようないろんなことの予測にも役立ってくると思いますので、こういうデータを取っていくと良いと思います。要するに、移民政策というのは入管政策と統合政策が両輪になっていて、統合政策のデータが日本ではないので、入管政策をどうするかというときに、統合政策のデータとつき合わせてこれから考える必要があるので、その統合政策の報告書みたいなものをいずれつくる必要があります。例えばドイツだと、移民（入管）の報告書と統合の報告書というのを両方出していますので、日本でも統合政策の報告書というのを定期的に出すようにするといいのだろうと思います。

もう一つは、経済の分析はあまり私専門ではないのでよくは分かりませんが、IMFの報告書によれば、移民流入数が総雇用者数で1%増えれば5年目までにGDPを1%押し上げるというのがいろんな過去のOECDのサンプルから出せていて、賃金上昇率ということの問題でもそんなにも問題はないというか、むしろ国内労働者の賃金を押し上げるというのが一応いろんな国を見た中でのデータです。オランダの研究では、要するに、どれだけ財政に貢献しているか、所得と拠出型の社会保障と非拠出型の社会保障を見ていき、社会保障にとって移民受入れの影響がどうかというと、基本的には税金をよく払っていて財政にも貢献しているとあります。これはEU15か国でのデータから見られるものなので、恐らく日本の場合は、今は圧倒的に働く人ばかりで高齢者は少ないのだけれども、絶えず少しずつ入り高齢化していくとも、他のEUとかOECDの国が取っているデータと同じようになります。今現在だと圧倒的にプラスだと思うのですね、働く若い世代の割合が日本の外国人には多いから。そういうデータをきちんとこれから取るようにされたらいいと思います。

社会統合プログラムというのは先ほど言っていますので、言語講習と社会講習と職業支援というものがあり、社会講習では、ルールとか生活に関するいろんなことも含めて、必要な日本の法制度などの知識を身につけてもらうということが望まれるということです。

不法滞在者の増大の影響も、これは例えばアメリカだと、不法滞在者の人の犯罪率はむしろ低く、国民というか、ネイティブの人とか正規滞在の外国人の犯罪率よりも低いというデータがあります。考えてみれば、犯罪をしたらすぐ退去強制されちゃうので、普通あまりなかなかしないし、アメリカはどうやって出すのか分かりませんが、不法移民は6割が納税しているというデータがあるそうです。日本もどうなっているのか、どうやって取るのか分かりませんが、もし可能なら取ってみたいと思います。

あと、受刑率というのも、移民の男性は米国生まれの男性よりも受刑率が低いというのがアメリカであって、日本での統計は、来日外国人の犯罪率だけれども、できれば外国人住民、すなわち在留外国人の犯罪率と国民の犯罪率を比較してみたらいいんじゃないかなと思います。そういうデータをできれば取り、集住地区だとどうか、そうじゃないところだとどうかとか、年齢別で一般に若い男性の犯罪率が高いので、若い年齢層が多い外国人の場合はその分高く出るのかどうかとか、そういう細かな分析をしていくといいと思います。

もう一つは、「基本スタンス」は変えなくていいと思っています。日本がそんなに魅力的だと見られていないので、高度人材系の人たちがそんなにたくさん来てしまつて上限数を設ける必要というのはちょっと考えにくい状況じゃないかと思います。場合によつては上陸基準省令を見直すことで少し変えることができるでしょうから、上限数は要らないと思うのですが、いわゆる育成労働とか特定技能1号の場合は上限数というのが要るし、必要ならもっと絞り込むとか、そのときに応じて、経済状況とかいろんなものに応じて見直していくということは必要かと思います。

最後に、要するに外国人が地域社会に与える様々な影響というのは、メリットとデメリットがあつて、デメリットばかりを見ていくと問題だとなるのだけれども、メリットをどうやって数量化するかを考える必要があります。多様性のメリットみたいなところもできればきちんと示せるようにして、大体デメリットが多いというのは偏見で、犯罪率にしろ、何にしろ、データが分かつてくると偏見だということがわかつてくるのだけれども、でも、何かメリットが本当にあるのかということはあまり語られていないよう思います。先ほど外国人支援をなぜするのかと言うことが言われていましたが、それはいろんなメリットがあるのですよということがむしろ何かデータで示せるようなものが出でくるといいし、外国人と交流する人たちの仕組みをたくさんつくっていくと、バディだとかワールドガーデンとかいう自治体の交流の取組が模範的なものとされているのですが、そうしたことを行なうと何かやっぱり楽しいとか、いろんなことが、多様性のメリットみたいなのがアンケート調査なんかでは出てくるのではないかと思いますので、そういう情報も今後はきちんと取っていくということが必要かと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

すみません、今日ちょっと延びるかもしれませんけれども、お付き合いいただけたらと思います。

佐久間委員、よろしくお願ひいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

法務大臣の勉強会の論点整理、これは非常によくまとめられて、いろんな角度からの意見を集約しているのではないかと思います。そこで、現行制度では特定技能、それから育成労、これは新たに始まるわけですけれども、他の在留資格には明確な受入れの上限とか通算在留期間の制限が設けられていないということで、制度全体として在留資格の目的が当初の目的から拡散的になってきているのではないかと思います。特に、今回の議論にはならなかったのですけれども、特定活動。これは種類がかなり多いというのを本懇談会の第1回会合の場でも申し上げました。必要に応じて設けられるという、臨機応変にできるというプラス面があるのかもしれませんけれども、全体として整理をすることが必要ではないかと思います。

それから、事実上その就労が容認されているケースという在留資格もあって、これがどのようにその在留資格に変更できるのかというのが不明確で、私には分からぬところもあるものですから、明確にしていただきたいと思います。

在留資格、出入国在留管理上の課題としても、外国人の受入れ数の上限管理、それから不法滞在者の抑制というのは、これはやっぱり厳格にやっていく必要があるのではないかと考えます。受入れ数の設定は業界団体等からの意見もあり、なかなか難しいところがあるのでしょうが、現在、我が国の人口比率で外国人は概ね2.3%を占めているそうですが、私たち日本人が人口減少していく、それに伴って外国人を受け入れるということで、10%程度にまで拡がっていくというのがこの勉強会の論点整理でも出ておりますけれども、現状、北海道などの一部地域では30%を超えるような地域もあります。30%でもうほとんど日本人が外国の企業や人に雇用されている現状もあります。それでいいというのもあるのかもしれませんけれども、本当にこのような状況が適正なのか、というのも見ていく必要があるのではないかと思います。

この「議論をいただきたい事項」の中で、一番最初のデータと先行調査については、これは大学の先生方が先行調査とかを言及されているので、この辺はちょっと私には分からないところなのですけれども、こういう受入れに関する課題とか、質の向上とか、外国人の方々が今、単純労働で受け入れていくという在留資格もできている中で、やはり高度な外国人を受け入れ、質の向上を図っていくというのが外国人の政策の中心、基本でしたから、そういう方向性を我が国は維持していく必要があるのではないか、と私は考えます。永住者、経営・管理等特定の高度な技能を有する外国人についても、更新制を導入し、資産要件や収入要件を引上げ、経済的に安定した方に定住していただければいいのかなと私は思います。

それから、何というのですかね、やっぱり国民というか、住民にとって、外国人が一定地域に集まりコミュニティを作ることで地域社会、住民に不安感を抱かせてしまう状況があります。地域の住民にとって、今までの環境が変わってしまうのではないかという不安感からくるものであり、それが今後も変わらず、不安が払拭されれば誤解も減っていくと思いますので、全体の政策的にも十分留意しながらやっていただきたい。そのためには適正な受入れ人数規模とルールを守らない外国人に対しては厳格な運用というのが必要なのではないかと思います。これは外国人だけでなく、日本人にも当然、当てはまることですが。

調査項目については、令和4年度に厚生労働省が外国人実態調査を実施され、5年度に集計結果を報告されています。これは確かに予算が1億円程度だと思いますが、非常に私はいい調査事業だと思いますので、こういう調査は継続的に予算化をしていただきたいと思います。私の意見のほうにも記載させていただいたのですけれども、14ページに幾つかの項目を出させていただきました。私、現在、最低賃金の委員をさせていただいているのですが、その審議にあたり、各県をABCランクの設定をしていく際には、19の各種指標を数値化し、そこの中から総合的に数値化して設定しています。その際に使用されている指標から①から⑧まで8項目を掲載してみました。既にもうできている指標もあるかもしれませんし、取りまとめるのは大変なことかもしれませんけれども、一つの観点として、こういう情報もあればその地域とか、また日本人と比べ外国人との間には差異があるとか、安価であるとか、外国人政策を判断していくデータとして参考となるのではないかなと思います。

それから、数字的なものでしかれども、これは日本人も同じですが、治安とか犯罪、トラブル、それから地域住民との安心感等を維持・確保していくため、警察について検挙率というのもいいのですけれども、検挙に至る前の通報件数とか、認知件数というのですかね、こちらも目に見えるようにしていただきたいなと考えます。

あと、最後なのですけれども、今後、外国人は当然、増えていくと思います。今、「育成就労」とか「特定技能」のほうでも議論が進んでいて、各団体、また各業所管省庁の担当課等の方々も、受入れ枠組の方針が国から示されて、その中で、自分のところではどれだけの分野、業務区分で必要なのだということをやっています。ただ、受け入れていく際には、その分野や業務区分の労働生産性、日本人の雇用の努力というのが前提にあると考えます。労働生産性については、単に業務の効率化を図っている、ということが何か生産性の意味と混同してしまっていると思います。1人当たりの付加価値労働生産性というのは、付加価値率とか、1人当たりの有形固定資産率、それから有形固定資産の回転率とか、そういう要素を掛け合わせ、構成しているわけですね。この計算式の意味をしっかりと把握して、また、日本の雇用についてもそしてただ単にハローワークだけに募集をしましたよ、というのでは、日本人を雇用するための努力にはならないような気がします。そういうので本当に努力をしていただくということ。その努力をしても、やっぱり人手が足りないので外国人の力を借りないと日本はやっていけませんから、適正な受入れ数というのを設定していただきたいと考えます。外国人の方々にせつかり日本に来てもらっているのですから、互いに住みやすい環境というのも用意をしてあげなきゃいけないし、来られた外国人の方々も、生活環境等の全部が助成ではなく、自分たちの自己負担というのもある程度必要になってくるのではないかと思います。そういう面でも増える外国人、そして、その制度安定や安心する地域をつくるためにも警察の人員、外国人技能実習機構の職員、そして、出入国在留管理庁、地方入管局の職員の方々の人数、これはもう本当に倍近くにしていただいてもいいのではないかなと思っていますので、是非この辺はお願ひをしたいと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

続いて、富高委員の代理の漆原委員代理、よろしくお願ひいたします。

○漆原委員代理 労働者の観点から発言をさせていただければと思います。

2025年9月に公表された、「外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った 令和6年の監督指導、送検等の状況」をみると、厚生労働省の労基署が労基法違反が疑われる事業場に指導監督をしたところ、73.2%の事業場で労基法違反があり、また、特定技能でも同様の調査で76.4%に法違反があり、高止まりの状態です。こういうことからすると、受入れの制度の適正化が喫緊の課題です。例えば残業代未払いなど、そういったことが失踪の要因にもなりかねないため、例えば、違反事業者に対する罰則の強化なども必要と考えます。

また、佐久間委員からも今御発言があったように、機構や入管庁の職員の増員や、人材育成、体制の整備が必要であり、そのためには予算が必要になります。制度所管省庁だけではなくて、外国人を受け入れている分野の業所管省庁からも必要な予算を頂いて、政府一丸となって体制の整備を進めていただきたい。そして、実現すべきことは、外国人の労働者の人権を尊重したうえで、日本人と同等の賃金や労働時間、その他の労働条件を確保していくことです。そのためには、受入れについての基本的な在り方を議論する際には、外国人労働者の待遇や経済状況などの実態を把握し、その状態を踏まえ、総合的かつ国民的な議論を行うべきではないかと考えております。

共生社会を実現するためには、政府として国籍にかかわらず人権侵害を許さないような経済基盤や社会的基盤をまずつくっていくことが重要であり、その上で、日本人と外国人の相互理解を高めていく。また、ビジネスと人権の観点からも、政府として支援していくことが重要ではないかと思っております。最後に、外国人労働者の雇用に関することは、労働政策審議会で審議する場を正式につくることを、検討していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

堀内委員、よろしくお願ひいたします。

○堀内委員 ありがとうございます。

大きく2点申し上げたいと思います。

まず一つ目、6ページの一定の受入れ上限数等の設定の是非の点ですけれども、外国人の受入れについては、質と人数の両面で十分にコントロールされた秩序あるものとしていく必要があると考えております。このため、人数をコントロールすることの是非について、当然、検討の対象となると認識をしております。一方で、高度人材につきましては、国際的な人材獲得競争が一層激化しているところで、これまでも議論ございましたけれども、経営・管理ですとか技人国を含めて在留資格を適切に取得されて活動が行われているかどうかをチェックするとともに、不適切な在留資格の取得や活動の実態があるような場合については、在留資格の取消しをはじめとして厳格に対処されれば、人数の面で想定を超えた流入があるということは考えにくいのではないかと思っております。

現状においては、人数よりも質のコントロールに重点があるのではないかと考えてお

りまして、特に今後永住が可能となってまいります特定技能2号試験の合格率について、分野ごとに相当程度の差がございます。技能や日本語能力等を適切に測る制度設計を行うことで質の担保を図つていけば、人数のコントロールは可能ではないかと考えております。質の高い有為な人材については、戦略的な誘致に引き続き取り組むことが必要ではないかと思います。

関連して、特定技能や育成労以外の在留資格の外国人の方についても一定の受入れ上限数等を設定するといった場合には、先ほどの資料に御紹介もございましたけれども、外国人労働者の受入れに関する政府の基本方針でのコンセンサスを整理する必要があるのではないかと思うのですけれども、もし御見解があれば伺えればと思います。

それから、もう1点、論点3に関しますけれども、大局的な視点になりますけれども、外国人の受入れに当たっては、国民理解の醸成の視点というのではやはり不可欠だと思います。必要となるのは外国人政策に関する基本理念や基本法といったものの制定ではないかと思います。現状でも入管法ですとか基本計画、総合的対応策等は策定されておられますけれども、これらに通底する基本理念や基本法といったものはいまだ存在しないところです。入管局による総合調整機能の発揮ですとか、外国人施策の司令塔となる事務局組織の設置等といった取組は進めていただいていることは評価するところですけれども、政治がリーダーシップを発揮できる体制の下での外国人政策の推進といったものが不可欠ではないかと思っております。今般、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣も置かれたところですけれども、この報告書でもこうしたより広い視点を盛り込んでいただけるかどうか、検討いただければと思っております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

15時が当初の予定の終了時刻なので、もし次の御用務のあられる方は退出をさせていただけたらと思いますけれども、続けてまいりたいと思います。

増子委員の代理で参加をしていただいている高井委員代理、よろしくお願ひいたします。

○高井委員代理 よろしくお願ひいたします。

事前に意見は提出しておりますが、大部ですので、なるべく短くポイントに絞って御説明したいと思いますが、通し番号でいくと、21ページの労働政策の観点では、外国人の人権への配慮についても考慮検討することということになっておりまして、この点必須だと思っております。労働者の権利としてということであれば、この①②③というところで書いたところですが、本国で高い手数料を払うために借金をして日本に来たけれども、同じ職場でしか働けないから、何か問題があると我慢するか失踪するかしかないというようなことではない制度を実現する、育成労制度はその点に配慮した制度になっていますけれども、まだ十分ではない点もあると思いますので、今後の運用や新しい制度の検討など必要だと思いますし、③で書いたところは、技能実習生、特定技能の外国人、20代30代で日本に来ていただいている方が多いですが、最長、新しい制度でも8年間、家族等は帯同はできないということなので、そういう家族形成に大事な時間、8年間も家族と一緒にいられないということでいいのかどうかについても、制度の

検討が必要なのではないかというふうに思っております。

22ページに移って、税と社会保障の観点で、やはりちょっとこれはいろいろと、今外国の方が社会保険料の必要な納付を行わずに社会保障の受け手となっているのではないかという報道などがされていますが、そうではないという報道もあったりして、やっぱり前提としての統計的情報が不足していると思いますので、そこはきちんと調査していただいた上で、さらに、そんな事実がないのであれば正式に発表、広報していただかないとい、やっぱりなかなかこの論点整理では、許容度と書かれていますけれども、上がっていかないと思いますので、きちんとした事実をきちんと広報していただくということは非常に大事なのかなと思っております。

社会保障の観点、先ほども近藤委員からもあったかと思いますが、プラスの側面というのはあるのだよというふうに書かれているのですけれども、調査項目から何かあまりそこは重視されていなくて、調査するのはマイナスがないかということをきちんと調査しましょうということだけですので、きちんとプラスの側面の調査検討をしていただければ、非常に今日日本の労働力としても、財政面でも支えていただいている人なんだよということを分かっていただくのは、非常にプラスなのだろうというふうに思っております。

24ページの治安の観点も同様に、本文のほうで検挙件数や人員は減少傾向にあると、検挙人員における外国人比率も例年増加してはいないということなのですけれども、外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えないというのであれば、それはやっぱり外国の方に対する差別偏見があるというふうに言わざるを得ないのではないかなと思っています。という意味で、事実を公表していただくことと、やっぱり差別は許されないということを国が繰り返し強調していただく必要があると思いますし、その意味で包括的な差別禁止法ですとか、外国人受入れについての基本方針と受け入れた外国人の人権保障についての法律の制定、諸外国の例に倣って調査していただいて、検討していただくべきではないかと思います。

出入国及び在留管理の観点、25ページのところに記載しましたが、いずれにしろ、これから外国の方の比率が増えていくというときに、今の入管の体制では難しいのではないかというのが率直なところです。あと、それと今の結構細分化された在留資格の制度の下でやっていくというのは難しいのかなと思いますので、人的体制と予算と、これはここに書きましたように、諸外国ではどのような予算を使ってどれぐらいの国家予算に占める移民受入れとその共生のための統合政策による、どれぐらいの予算を使っているかきちんと調べていただいて、やっぱり受け入れるからにはそれぐらいの予算は必要なんだというコンセンサスを得ていただくのは非常に重要なのかなということと、やはり細分化された仕組みで、ずっと例えば永住まで技術・人文知識・国際業務でも同じ仕事しかできませんよということでは、やっぱりなかなかちょっとトラブルがあったときに対応し切れないというところもあると思うので、あと、審査もなかなか複雑になっていくので、最初の入り口はいろいろあってもいいと思うのですが、割と早い数年したタイミングで今の定住者みたいな在留資格に一本化するとかして、自由に能力を発揮していただいて、税金も納めていただいて活躍していただいてということで、そういう方向で

の検討も要るのではないか、あと、近藤委員のお話を伺っていて、国籍を早く取っていただくということも含めて、検討が必要なのではないかと思いました。

いずれにしろ、これは本文の報告書の19ページにあるように、なかなか関係省庁の知見が必要とするものがたくさんあるというのは正に御指摘のとおりだと思いますので、どのような体制で新たな省庁横断的組織を創設するのかどうかも含めて、また、国民的なコンセンサスが得られるような議論方法は何かという点も含めて、検討が必要なのではないかと思っております。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

延ばすといつてもあまり延ばせないので、後半の先生方には少し進行に御協力をいただけたらと思います。

ロペズ委員、よろしくお願ひいたします。

○ロペズ委員 ありがとうございます。

法務大臣勉強会でまとめられた論点整理について、主に三つあります、公共の場、公共の議論の場の提供と、レジリエンス多様性と、最後に報告書の中に記載された用語の利用についてコメントしたいと思います。

1点目についてですけれども、日本社会全体で、より透明性のある開かれた議論の場を設けることが重要だと考えております。本日この場も、そのような対話の必要性を示すものだと実感しております。外国人受入れの重要性について、国民が理解を深める機会をつくることが求められます。政策は、地域の実情に根差して、柔軟であるべきです。他の委員、特に川村委員が指摘されたように、これまで中長期的な方針に基づく施策が十分でなかったことが課題の一つであって、場当たり的な改革にとどまってきた。したがって、国民が移民や外国人を「不安」ではなく、将来の可能性として捉えるよう、公共的な対話の場を広げることが必要だと思います。また、岡部委員が提案された研究基盤の強化と多様性の提案についてですけれども、私もその意見に賛成です。現行の入管行政は、地域現場の実情を十分に反映していない面もありますが、例えば、官学連携を進めることで、より実質的また多面的なエビデンスに基づいた柔軟な政策立案が可能になるかと思います。

なお、委員の中で、私自身は唯一の外国籍住民ですので、その立場から申し上げたいと思います。企業や現場調査も行っておりますが、その現場では、外国人住民、また外国労働者の長期的な意義について十分な社会的議論がまだ欠けているという声をよく耳にします。実際、多くの企業は、例えば、彼ら（外国人材）の労働力、協力が今後の日本経済を支える上で不可欠であるということを強く認識していますが、その現実が公に語られることはまだ多くありません。今後、外国籍住民が増える見込みであれば、彼らは不安を与える対象ではなく、日本が世界とより深くつながるための重要な機会と捉えるべきです。多くの不安は異文化、また生活習慣への理解不足、また外国人住民との接点の少なさ、そして情報共有、また対話の欠如から生じているように思います。

2番目のコメントですけれども、レジリエンスと多様性についてです。多様性のある社会ほど、変化に対応して課題に柔軟に向き合う力が強いとよく言われています。レジ

リエンスとは、社会は多様な経験と価値観を生かして変化に対応していく力です。しかし、現行制度では、外国人が在留資格によって一律に扱われて、その背景、またその経験が十分に反映されていません。社会の側が、硬直的な制度で対応すれば、結果として外国人自身の地域社会への適応、またその貢献にも影響を与えかねません。政策形成に際しては、外国人を一まとめの集団としてではなく、多様な人々として理解して、その経験を日本社会の強みに変える視点が必要だと思います。

3番目のポイントですけれども、これは報告書で15ページに記載されている「サーキットブレーカー」という比喩についてです。他の委員からも指摘がありましたが、外国人比率が10%を超えるとどうなるかということ、またその10%という数値に疑問を抱えている方もいらっしゃるのですけれども、この「サーキットブレーカー」というのがどういう言葉でしょうかですね。本来、電流、また金融市場において、加熱を防ぐためには一時的に流れを止める措置を意味します。これを社会また外国人の受入れに当てはめますと、あたかも社会そのものを電気回路のように遮断できるかのような印象を与えかねません。ここで忘れてはいけないのは、パンデミックの際は、外国籍の医療従事者が、エッセンシャルワーカーとしては非常に高く評価されたということです。将来的にも、外国人の多くも、これからほかの分野においてエッセンシャルワーカーとして働くことになるでしょう。そうした人たちの果たす貢献については、社会全体で理解と認識を深めていく必要があります。この「サーキットブレーカー」という比喩は、そのような評価、意識を遮断してしまうおそれがあります。ですけれども、社会とは既に人と人との相互作用から成り立つ有機的また動態的な媒体ですので、単純にオンオフで制御できるようなものではないのです。

あと、最後のポイントになりますけれども、報告書では、社会との摩擦という言葉が繰り返しに使われていますが、摩擦は必ずしも対立を意味しません。相手は、摩擦はお互いに学び合って変化を促すきっかけとなります。共生社会を実現するためには、管理だけではなく、柔軟な発想と相互理解を深める取組が求められます。

私の方から以上です。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございました。

オンラインで御参加の先生方が次の御用事があるということなので、ちょっとオンラインに切り換えると思いますが、もし間に合わなければ、後で文書で御提出いただければと思います。

では、四方委員、岡部委員、佐野委員の順でよろしくお願ひいたします。

四方委員。

○四方委員 ありがとうございます。

3点、手短に申し上げたいと思います。

一つは基本理念の関係で、基本理念は大事なんじゃないかということで、私自身はやっぱり外国人の方々の単なる労働力が日本に来るのではなくて、生身の人間が来ていただくという意識を、産業界の方々も含めて認識していただくのが大事なんじゃないかなと、それから、この共生社会の推進がなぜ必要かと言いますと、やっぱり今後の日本の繁栄と安全にとっては、かえって共生社会を推進したほうが安全になると思いますので、

そういうことを理念として据えられたらしいのではないかなと思います。それが1点目。

2点目は、基本法を制定したらどうかというお話がありましたが、私も基本法があつたらそれはいいなと思います。基本法をおつくりになるのであれば、まず一つは、先ほど申しました自治体、市町村などの位置付けも書かれたほうがいいのではないかと、それから多機関連携、国レベルでも自治体レベルでも多機関連携が必要なのだということを盛り込んでいただければと思います。

3点目は調査の関係ですが、私もどんな調査が現状あるのかちゃんと分かっていないところもありますので、現にある調査も含めてなのですが、一つは自治体で共生社会の部局がどのくらいあるのか、兼務でもいいのですけれども、どのくらいあるのか、各自治体が設けているのかどうか。それから、外国人、日本人相互に、やっぱり反感を持ったりするときにはどんな状況なときがあるか、いじめや差別を外国人はどんなときに感じるのか、あるいは日本人がトラブルをどんなときに感じているのかというのは、恐らく現に調査があるのだと思いますけれども、それは継続していただければと思います。

それともう一つは、先ほども申しましたけれども、入国時ないし退去強制時に借金ないし資力がどうだったのかというようなことも、できれば調査していただけたら幸いだと思っております。

早口になりましたが、以上で終わりたいと思います。ちょっと後の行事がありますので、このまま退出させていただきます。失礼いたします。

○野口座長 おまとめくださりありがとうございました。

岡部委員、よろしくお願ひいたします。

○岡部委員 ありがとうございます。

まず、端的に申し上げますけれども、規制の強化という側面は絶対に必要だと思います。これはどういう意味で必要かというと、意見書にも書きましたけれども、もし外国人をめぐる問題が日本人による差別や偏見というだけであれば、欧州でこんなに20年も30年にもわたりポピュリスト政党への支持が高まるという状況は見られないわけです。欧米の国々は、今まで「外国人に対するネイティブからの差別はいけません」というようなことをずっと言ってきたわけですけれども、結局それが何を生んだかというと、逆にネイティブからの反発を生んだわけです。このことの意味を重大なものとして認識する必要があると思います。

また、皆さん御指摘されているように、(外国人の国民総人口比率が)10%がいいとか悪いとかっていう、外国人の人数の問題というよりも、むしろ日本国内の景気や賃金の動向に気を配る必要があると思います。仮に景気が良いときであれば、極端な話、外国人が10%を超えても20%を超えても問題がないというふうにみなされる可能性は高いわけですね。逆に3%であっても2%であっても、自分たちの生活にプラスの影響がなければあまりいい感じが持たれない可能性もある。また、調査の必要性に関しては、エビデンス重視とはいえ、それをどう解釈するかが問題です。例えば、統計上、国内の格差の問題と外国人の受入れの問題は、直接の相関はないと言われています。

しかし、これをどう解釈するかというのが非常に問題です。外国人を受け入れる推進派の方々は、問題がないのだから受け入れたほうがいいという結論になるわけですけれども

ども、逆にネイティブの側から言わせれば、自分たちの経済生活に影響がないのだったら何でわざわざ受け入れるのだという、真っ向から対立するその議論が生まれ得るということになるわけです。なので、エビデンス重視ということが昨今よく言及されますが、エビデンスに基づいた解釈をする際も、一方的な解釈にならないようにする必要があると思います。そして、規制をするということについて過度に恐れず、規制とは外国人が法律を守らなかったときとか、あるいは外国人と日本国民の人口バランスが日本経済にとって理想的でない状況が生まれたときにどう対応するかという、バッファーのようなものだというふうに捉えていただく姿勢が必要だと思います。

最後に、調査について、調査の観点というのも事前意見に間接的に書きましたように、「木を見て森を見ず」ではありませんが、個別の状況の調査よりも実はもっと俯瞰的な包括的な観点からの分析や研究というのが非常に実際にも有用だと考えています。先ほども申しましたように、国内の景気がよければ外国人に対する寛容度も広がるということと同時に、経済安全保障との関連についても、例えば高度人材を受け入れるにしても、その高度人材で入ってくる人々の出身国が受入れ国と敵対的な関係にあるということが想定される場合は、これは受入れ国にとっての危険にもつながるわけです。しかしながら、だからと言ってそこで受入れを避けるのではなく、受け入れつつも、送出国との「まともな」外交ができるような状況がなければならないと思っています。ですので、そういった観点から、外務省や関係省庁との関連も深めるべきであるのと同時に、できれば法務省、あるいは入管の中で独自の調査・研究連携スキームを設けていただくことが望ましいです。今まででは我々は文科省の科研費とかそういうものでしか研究できない体制にあったわけですけれども、入管独自の財源などを確保して、もう少し省庁横断的な政策につながるような研究体制というのも深めていただくような議論、それができるような環境を整えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

佐野委員、よろしくお願ひいたします。

○佐野委員 私も3点あります。

まず、第1点目は、岡部委員のおっしゃったように、秩序ある受入れというのは必要だと考えております。国民のコンセンサスを得ながら進めていくという意味でも、一定のコントロールの仕組みは必ず必要だと思います。たとえば、私が研究している韓国では、国ごと、在留資格ごと、業種ごとにクオータを決めて、毎年受入れ人数を決めて入れています。単に総量で規制するだけでなく、毎年労働市場の状況を見ながら段階的に受け入れていくということが必要だと考えています。

2点目が、地方の活性化の視点が必ず必要だと思います。調査を行う場合に、日本全体の平均値や大都市、集住地域に焦点が当てられがちですが、外国人人口が例えば1%程度しかないような地域も少なくありません。先ほどかつおぶし工場の話をされておりましたが、高齢者と外国人の方が働いているという現場も多くみられます。したがって、外国人受入れ政策をつくっていく際には、地域活性化の視点というのを入れていただきたいと思います。ちなみに、韓国では地域特化型のビザの対象拡大などが検討されてい

ますので、そういったことも御検討いただければありがたいと思います。

3点目は、国際比較の視点です。G7、ヨーロッパの状況を分析するということは、非常に重要ですが、同時に、受入れの競合国である韓国やシンガポールなど近隣のアジア諸国の在留資格や受入れ体制についても丁寧に検討いただいて、そのメリット、デメリットを分析していただければと思います。たとえば、韓国では外国人比率5.3%です。私は10年前は韓国の制度を高く評価していたのですが、現在では様々な問題が起きていると思っています。特に、短期ローテーションでコントロールしながら受け入れる仕組みについては、制度としてはかなり整っているものの、運用としては必ずしも機能していない面があります。こうした近隣国の社会実験ともいえる事例をしっかり分析していただければと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

遅くとも30分までには終わらせたいと思います。すみません、御協力をお願いいたします。

では、会場に戻って、結城委員、よろしくお願ひいたします。

○結城委員 ありがとうございます。

では、意見書に書いていない、その前提のようなお話をさせていただきます。

社会調査においては、表面的な実態把握に終始しないこと、その解釈は予見的な調査に陥らないように、今ある前提を客観視して検証するような設計をしなくてはならないと思います。例えば、人口減少が進んでいる、だから外国人を受け入れる、そこでネガティブなことがいろいろ起こる、さあどうするという論法も、見直さなくてはならないのではないか。それ以外の論法もありうるわけで、調査の設計では。選択肢を構造的に分析し、私たちが思いもしなかったような課題や、その対象法が見えてくるような設計にしていく必要があろうかと思います。

その前提となるものを2点挙げておきます。

まず一つは、日本は一枚岩ではないということです。既にいろいろと御指摘ありましたけれども、首都圏か地方圏かによって大いに違ってきますし、また、地方圏でもいろいろな多様性があります。そういう多様性の実態を把握できるように指しておくことも求められます。

次に、事実レベルの把握のみならず、感情レベルの把握をしておくことです。この問題は住民の倫理感に関わるものもあるでしょう。先ほど近藤委員からもポジティブな点、ネガティブな点ということも御指摘ありました。感情面にアプローチする大切な視点だと思います。さらに、それに加えて、人々が「無関心」な局面も把握できるようにしておくことも良いのではないかと思います。

このように、前提を疑い、多様な解釈を可能にし、そこからより妥当性の高い方策を抽出するための手立てを私の意見書にまとめました。参考になれば幸いです。

○野口座長 ありがとうございます。

加藤委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願ひします。

簡潔に2点だけ申し上げさせていただきます。

外国人受入れの後発国という利点を生かすという点で、海外の事例を恐らく見ていくことになるとは思うのですけれども、その点での2点になります。

国としてその目指す統合とか共生の状態を方針として示してそれを達成できるように、達成できているかどうかというモニタリングをしていくことの調査の方法と追いかける指標というのを改めて整理して、定期的に方針の見直しにつなげていくということが重要だと考えます。指標としては、近藤委員からも出ているO E C Dのレポートとかでもいろいろまとめられているものがありますけれども、そういったものをヒントにしながら、就業率とか失業率、賃金、それから子供の進学率とか、また生活保護の受給世帯率とかもいろいろあると思いますけれども、そういうものを追いかけていくというところを整理しつつ、ちょっと逆というか、反対側の作業として、日本側で既存の統計とか調査で取れているのか取れていないのか、あとは、例えば失業率なんかは5年に1回の国勢調査でしか取れていないという、その外国人と日本人を比較できるものとしてはどのような実態もあると思いますので、そういうものの作業も必要だというふうに考えます。

あとは、指標に関わって、先ほど来各委員方がおっしゃっていますけれども、受入れ国民側の態度とか意識ということも、やはり継続的にモニタリングしていく必要があるかなと思います。諸外国では社会統合指数みたいなことでいろいろな質問をしながら、点数化してそれが伸びているのか下がっているのかといったところを検証していくような取組もあるかと思いますので、そういうものを参考しながら、今後の日本の政策に生かしていければといったところが1点目でございます。

2点目については、受入れの分野の決め方みたいなところについてです。受入れ人数の上限設定以前のところになりますけれども、どの分野に外国人を受け入れるのかというところ、特に労働のところですけれども、海外ではどうしているのかというところを調査できれば有意義かなと思います。というのも、例えば特定技能を振り返ると、最初の報道では5分野が対象というふうに出て、半年後の入管法改正のときには14分野が対象になって、去年の3月には4分野追加されて、今3分野追加されようとしているというところの過程で、なぜその分野がこの受入れの対象になるのかという、そして何で今なのかみたいなところを含めて、ちょっとうがった見方かもしれませんけれども、その業界の声とか政治の声とかで決まっているように、一般の市民側から見えているかもしれないというところで、諸外国の例なんか見ていると、いろいろこの労働力不足の職種の特定のために定量的、定性的な調査をしてとか、雇用主側の調査をしてとかと、様々なことをしながらここで受け入れましょうというふうに決めているようですので、そういうところ、プロセスを見る化していくところのヒントになるような調査にできればいいのかなというふうに考えます。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

最後に、明石座長代理から、ありますか。

○明石座長代理 すみません、発言のためのメモを結構一生懸命打ち込んでいたのですけ

れども、諦めまして、まとめ切れないのあまり話しません。

この政策分野について、ちょっと比較的長く研究してきたつもりなのですけども、知らないことがすごく多くて、すごく勉強になりました。関係者の皆様にお礼申し上げます。七つの観点をまとめていただいて、多分これは学会という場であれば、半日とか1日とかかけて議論して、今日も結論出なかったねというような、そういう類のもので、今後とも取り組んでいくものなのだろうと思います。外国人の受入れは本来的に恩恵を受けるセクターもいれば受けないセクターもあって、その間で利害関係がどうしても生じてしまうので、そういうものをはらんってしまうので、ちょっと受入れの在り方ということを考えたときに、全員が納得する唯一絶対の回答がないというのが前提になるのだろうと思います。ただ、その先に社会全体に裨益する受入れの在り方というのを構想する、これを諦めてしまうといけないとも思っており、ちょっと理想論になってしまいますが、そういうふうな印象を受けました。結城委員が言及されていましたけれども、調査・検討の必要は私も感じていますが、外国人に対する特定の何か恣意的な物差しをつくってしまうような作業、あるいは階層化が可視化されるような作業になり得るリスクもありますので、その点も意識させていただければと思います。

短いですが、ここでやめます。

○野口座長 御配慮くださいありがとうございます。

冒頭に申し上げたように、活発な意見をいただいたと思っておりますけれども、短期的には今日の議論していただきたい3点というところに、今までの委員方の御議論をファイルタリングして整理をするということになろうかと思いますが、いずれの御意見も今後の入管の政策を考えていくに当たって大変貴重な御意見だと思いますので、きちんと議事録に残して入管庁で繰り返し議論していただけたらなと思います。ありがとうございます。

それでは、今日の意見交換はここまでとさせていただきまして、事務局から次回の開催予定等について御説明をお願いいたします。

○事務局 次回は議題を出入国在留管理政策懇談会報告書素案についてとし、報告書の取りまとめに向けた議論に入っていただきたいと考えてございます。

日程は、本年11月10日月曜日の開催を予定しております。

詳細につきましては、追ってまた御連絡差し上げます。

以上でございます。

3 閉 会

○野口座長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして出入国在留管理政策懇談会第8回会合を終了いたします。本日はありがとうございました。

一了一